

令和2年5月20日

保護者様

福島市立野田小学校長 湯田 公夫

学校再開のお知らせ

日頃より、新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、福島市教育委員会からの通知により、下記の通り教育活動を再開いたします。今後も引き続き感染防止に努めてまいりますので、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校再開日 令和2年5月25日（月）

- (1) この日から正式な「授業日」になります。
- (2) 学校再開後も感染防止のため5月末までは分散登校を続けます。
- (3) 分散登校期間は、預かりも継続します。
- (4) 登校時の服装は5月末まで運動着です。預かりのお子さんも同様です。
- (5) 1年生の預かりの下校時刻は5月末まで13時30分です。

2 6月1日からの対応について

- (1) 6月1日（月）からは、全児童による通常登校です。
- (2) 6月5日（金）までは4校時授業で給食をとり、時間差を作った下校となります。
①5・6年、なかよし・あおぞら・・・13時20分 ②1・4年・・・13時30分
③2・3年・・・13時40分
- (3) 6月8日（月）からは、全児童通常の教育活動を行います。
- (4) 特設部活動は、6月7日（日）まで休止します。その後感染の状況に変化がなければ、6月8日（月）からの1週間を「ウォーミングアップ週間」とし、その後当面は「感染防止期間」として徐々に活動を行う対応になります。

【ウォーミングアップ期間】

- ・自校での部活動とし、対外試合・合同練習・大会参加は自粛する。
- ・急に過剰な運動を行わないよう留意し、2時間以内での部活動の実施とする。
- ・手洗い消毒、換気、活動空間の確保、活動時間帯の工夫等の感染予防策を講じる。

【感染防止期間】

- ・自校での部活動とし、対外試合・合同練習・大会参加は自粛する。
 - ・手洗い消毒、換気、活動空間の確保、活動時間帯の工夫等の感染予防策を講じる。
- ※両期間とも、文化部においても児童同士の間隔等に留意し、同様に防止策に取り組む。

3 今後の臨時休業措置等について

- (1) 臨時休業となる場合について
○原則として以下の2つの場合が考えられます。
① 児童生徒等または教職員の感染が判明した学校
② 感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業
※ 保健所等に相談して、2週間を見通し、段階的に状況を確認しながら判断します。
※ 学校で感染者があり、学校が閉鎖された場合は、預かりはありません。
- (2) 児童の感染者等の欠席の扱いについて
○次の状況により児童が学校を休む場合は、「出席停止」の扱いになります
① 新型コロナウイルス感染者となった場合
② 感染者の濃厚接触者に特定された場合
③ 発熱または咳症状がある場合
④ 医療的ケアを必要とする場合や基礎疾患がある場合
⑤ 感染症に関わって保護者が登校させることに不安を抱く場合

4 感染防止対策について

- (1) 朝の検温を徹底し、記録表の提出をお願いします。
- (2) 風邪の症状がある場合は、無理をせず登校を控えるようお願いします。
- (3) 学校では、手洗い、消毒、換気、活動空間の確保、活動時間帯の工夫等の感染予防策を講じます。ご家庭でも、ハンカチの持参やマスク着用、手洗い励行等よろしくお願いいたします。
- (4) ご心配な点がございましたら、いつでもご相談ください。